

# 教育委員会事務の点検と評価

小坂町教育委員会

## I 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務づけられています。

小坂町教育委員会においても、法律の趣旨に則り、次の実施方針に沿って点検・評価を行います。

## II 実施方針

### 1 趣旨

小坂町教育委員会は、「地教行法」の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進するため、教育委員会の点検・評価を実施する。また、その結果を報告書にまとめ、これを議会に報告するとともに公表する。

### 2 実施方法

- (1) 点検及び評価は、小坂町教育推進大綱に基づく基本方針とその主要施策に沿って実施する。
- (2) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、達成度・改善余地などを分析し、今後の方向性を示すものとして毎年1回実施する。
- (3) 点検及び評価は、教育に関して学識経験を有する方の知見の活用を図りながら行う。
- (4) 点検及び評価は、その結果をまとめ、報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表する。

### 3 点検・評価方法

#### (1) 評価シートの作成

##### ① 評価の視点

事業評価は、事業の効果、必要性、経済性の面から評価します。

- ・事業の効果 : 教育推進大綱における基本方針や施策の実現に寄与しているか
- ・必要性 : 町民ニーズや社会情勢の変化に対応しているか
- ・経済性 : 事業コストに無駄はないか、更なる効率化を図れないか

##### ② 評価の対象とする事業

事業評価する項目は、各年度予算の「事業概要見積書」における事業を対象とします。ただし、予算のほとんどが事務費や管理費である場合は、評価シートを作成する必要はありません。

事業の評価シートは、原則、事業概要見積書ごとに作成することとします。評価対象年度で終了、廃止した事業についても、すべて評価対象とします。

※ 評価シートを作成する必要のない事業  
人件費、総務費などの管理費関係が予算のほとんどである事業

③ 評価シートの作成と評価者

評価シートは、評価対象事業の予算担当者が作成します。作成にあたっては、事業の内容や実施方法について、事業の効果や必要性、経済性などの視点から自己評価します。

作成した評価シートは、各部署(班)の協議、所属長(教育委員会事務局長)の決裁を経て補正します。

(2) 評価シートの記載要領

① 評価対象年度、評価実施年度

事業の評価は、対象事業を実施した年度の翌年度に実施します。  
評価対象年度が令和元年度の場合、評価実施年度は令和2年度となります。

② 所管部署(班)名

評価シートを作成する者が所属する部署(班)名を記載します。

③ 教育推進大綱に基づく施策名

小坂町教育推進大綱における施策名を記載します。

小坂町教育推進大綱	
基本方向	施策とその取り組み
学校教育の充実	①小中一貫教育の推進、②確かな学力の育成、③夢や希望、志を育む教育の充実、④豊かな心を育む教育の充実、⑤健やかな身体の育成、⑥特別支援教育の充実、⑦家庭や地域社会に開かれた学校づくり、⑧教職員の資質向上と研修の充実、⑨教育支援の充実、⑩保育所・小学校の交流と連携
社会教育の充実	①生涯学習活動の推進、②活力ある地域社会づくりの推進、③子どもたちの活動拠点の充実、④学校・家庭・地域の連携協力の推進、⑤家庭教育事業の奨励、⑥読書活動の推進、⑦公民館での取組、⑧図書館での取組
生涯スポーツの振興	①スポーツの活性化と生涯スポーツの推進、②ニュースポーツの普及・推進、③スポーツ指導者と団体の育成、④総合型スポーツクラブとの連携、⑤スポーツ環境の整備、⑥情報提供活動の充実、⑦スポーツを活用した地域づくり
地域文化の振興	①芸術文化活動の推進、②文化財保護活動と郷土愛の育成、③文化財行政の充実、④町文化財調査の促進、⑤学校教育と連携した地域文化の活用、⑥文化施設の利活用の促進、⑦総合博物館郷土館での取組
新総合教育エリア等における教育施設の整備	①学校教育施設の整備、②社会教育・文化施設の整備

④ 事業の要因

事業の要因が「町民ニーズ」にあるのか、「政策」によるものか、「法令等」によるものか、該当する欄に「○」を記載します。

⑤ 実施主体

事業の実施主体が、教育委員会(町)であるのか、国であるのか、県であるのか、その他なのか、該当する欄に「○」を記載します。

⑥ 独自の拡充

事業が、他の自治体にはない事業であるか、他の自治体の実施事業や一般的な同様の事業と比較して、拡充(嵩上げ等)しているかについて記載します。  
該当する欄に「○」を記載します。

⑦ 事業の目的

「事業の目的」には、何のために当該事業を実施しているのか、事業実施により何(対象)をどうしたいのか、将来的にどの様な状態を目指すのかを記載します。

⑧ 事業の内容

事業の具体的な実施内容、手法を記載します。

⑨ 事業の対象

事業が誰のため、若しくは何のために実施しているのかを具体的に記載します。  
なお、法令等により実施される事業は、法令に規定された対象者をそのまま記載するのではなく、直接働きかける対象を、具体的に年代や地域、団体、規模などを記載します。

⑩ 事業費

評価対象年度及び評価対象年の前年度については決算額を、評価対象年の翌年度(評価実施年度)については予算額を記入します。

⑪ 事業の効果

事業目的に対して、事業実施によりどの様な効果(成果)があったのか、どの様な状態になったのかを具体的に記載します。

⑫ 効果を示す指標と考え方

事業目的に対する活動実績とその効果を指標(数値)を用いて記載します。  
「考え方」には、指標の算定式を記載します。

【参考】

▽活動指標

・事業目的における開催回数や実施回数、実施件数などの活動量を算出し、評価対象年度でどの程度の活動量が実施されたかを指標化します。

(例) 「参加人数実績(人)／想定参加人数(人)」、  
「実績件数(件)／募集件数(件)」

▽対象指標

・事業目的における対象者数、面積、延長など対象の大きさ算出し、評価対象年度においてどの程度の事業量が実施されたかを指標化します。

(例) 「実績面積(m<sup>2</sup>)／計画面積(m<sup>2</sup>)」、  
「参加者数(人)／対象者数(人)」

⑬ 事業の手段

事業の実施手段が適切か、他の実施手段はないか、民間での実施や町民との協働といった考え方はないかという観点で記載します。

「適当である」場合はその理由を、「適当でない」場合はその理由や改善すべき点を、「上記の理由」欄に記載します。

⑭ 成果向上の余地

事業の結果を検証し、成果を向上させるための余地について記載します。  
「有」の場合は改善すべき点や具体的手法を、「上記の理由」欄に記載します。  
「無」の場合は「上記の理由」には何も記載しません。

⑮ 社会背景との適合

事業の目的や内容が、評価時点における社会背景に適合しているかについて記載します。

「有」の場合は適合理由を、「無」の場合は相違点を、「上記の理由」欄に記載します。

⑯ 町民のニーズ

町民のニーズを反映しているかについて記載します。

(「事業の要因」と重複することがあります。)

「反映している」場合は町民ニーズの把握方法や資料について、「反映していない」場合は反映していない点やその理由について、「上記の理由」欄に記載します。

⑰ コスト改善の余地

現状を維持したままでコストを改善できるかについて記載します。

「有」の場合はコスト改善の手法や民間ノウハウを、「上記の理由」欄に記載します。

「無」の場合は「上記の理由」には何も記載しません。

⑱ 総合評価

各項目の評価と効果指標を勘案して総合的に評価し、該当する欄に「○」を記載します。

総合評価		評価指標の目安
A	期待した効果が得られた	100～91%
B	概ね期待した効果が得られた	90～71%
C	期待した効果を下回った(向上の余地あり)	70～51%
D	期待した効果を得られなかった	50～26%
E	効果が少なく向上の見込みがない	25～0%

⑲ 評価説明及び考察(総合評価)

各項目の評価結果、問題点、今後の課題などについて、事業全体の視点から捉えた総合的なコメントを記入します。特に問題点や課題が明確になるよう留意して記入します。

(3) 学識経験者の意見等

教育委員会事務局が評価した結果(内部評価)について、学識経験者による外部評価を行い、学識経験者の意見等を記載します。

教育委員会は、この意見も踏まえ、評価実施年度以降の対象事業の方向性を客観的に判断します。

(4) 評価結果の公表

各事業の評価結果をまとめて報告書を作成し、町議会へ報告するとともに公表します。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。